

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

お知らせ	三重県営総合競技場及び三重県営鈴鹿スポーツガーデンの利用料金の承認	スポーツ振興室	1頁
	三重県営松阪野球場の利用料金の承認	スポーツ振興室	11頁
	三重県営ライフル射撃場の利用料金の承認	スポーツ振興室	12頁

### お 知 ら せ

平成21年1月27日付け三重県公報第2055号に、三重県営総合競技場及び三重県営鈴鹿スポーツガーデンの利用料金の承認、三重県営松阪野球場の利用料金の承認、並びに三重県営ライフル射撃場条例の利用料金の承認が、次のように掲載されました。

#### 三重県告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項の規定により、三重県営総合競技場及び三重県営鈴鹿スポーツガーデンの利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県営総合競技場及び三重県営鈴鹿スポーツガーデンの利用料金の承認（平成18年三重県告示第301号）、三重県営鈴鹿スポーツガーデンの利用料金の承認（平成19年三重県告示第71号）、三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場の利用料金の承認（平成19年三重県告示第531号）、三重県営総合競技場及び三重県営鈴鹿スポーツガーデンの利用料金の一部改定の承認（平成19年三重県告示第852号）、三重県営鈴鹿スポーツガーデンの利用料金の承認（平成20年三重県告示第464号）及び三重県営鈴鹿スポーツガーデンの利用料金の承認（平成20年三重県告示第528号）は、平成21年3月31日限り廃止します。

平成21年1月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

#### 1 指定管理者

財団法人三重県体育協会グループ

代表者 財団法人三重県体育協会 理事長 田中敏夫

#### 2 施設の名称及び利用料金の額

##### (1) 三重県営総合競技場

ア 総合競技場の施設（会議室及びステージを除く。）

##### ア) 全部利用の場合

区 分		1時間当たりの金額(円)
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	体育館 2,100 (2,700)
		体育館別館 1,000 (1,400)
		陸上競技場 2,000 (2,500)
		補助競技場 800 (1,000)

	入場料を徴収する場合	体育館	6,200 (7,800)
		体育館別館	3,100 (4,000)
		陸上競技場	5,900 (7,400)
		補助競技場	2,300 (2,900)
営利を目的として利用する場合		体育館	52,000 (65,000)
		体育館別館	26,000 (32,600)
		陸上競技場	49,000 (61,500)
		補助競技場	18,500 (23,000)
その他の催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	体育館	10,400 (13,000)
		体育館別館	5,200 (6,600)
		陸上競技場	9,800 (12,400)
		補助競技場	3,700 (4,600)
	入場料を徴収する場合	体育館	31,200 (39,000)
		体育館別館	15,600 (19,500)
		陸上競技場	29,500 (36,800)
		補助競技場	11,100 (15,000)

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。  
 2 ( )の金額は、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する場合の額とする。  
 3 準備又は撤去するために利用する場合の金額は、「アマチュアスポーツ」の「入場料を徴収しない場合」の欄に掲げる金額とする。  
 4 陸上競技場と補助競技場を併せて利用する場合の金額は、陸上競技場を利用する場合の額とする。

(イ) 部分利用の場合

区 分		単 位	1時間当たりの金額(円)	
体育館	フットサル	児童生徒等	500	
		その他の者	1,000	
	バスケットボール	児童生徒等	500	
		その他の者	1,000	
	バレーボール	児童生徒等	350	
		その他の者	700	
	バドミントン	児童生徒等	150	
		その他の者	300	
	テニス	児童生徒等	500	
		その他の者	1,000	
	卓球	児童生徒等	100	
		その他の者	200	
	その他	2分の1利用	児童生徒等	500
			その他の者	1,000
4分の1利用		児童生徒等	300	
		その他の者	600	

体育館別館	バレーボール	児童生徒等	1面につき	120
		その他の者		240
	バドミントン	児童生徒等	1面につき	100
		その他の者		200
	卓球	児童生徒等	1台につき	80
		その他の者		160

備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

(1) 小学校就学前の者

(2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

(ウ) 個人利用の場合

区 分			1時間当たりの金額(円)
陸上競技場	児童生徒等	1人1時間につき	60
	その他の者	1人1時間につき	120
補助競技場	児童生徒等	1人1時間につき	20
	その他の者	1人1時間につき	50
トレーニングセンター	高校生及びこれに準ずる者	1人1時間につき	60
		2時間券	110
		回数券(22時間分)	1,100
		定期券(1ヶ月)	1,000
		定期券(3ヶ月)	2,700
	その他の者	1人1時間につき	120
		2時間券	230
		回数券(22時間分)	2,300
		定期券(1ヶ月)	2,200
		定期券(3ヶ月)	6,000

備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

(1) 小学校就学前の者

(2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

3 高校生及びこれに準ずる者には、中学生（保護者又は指導者を同伴して入場し、指導監督を受ける場合に限る。）を含めるものとする。

4 トレーニングセンターにおけるその他の者とは、小学校就学前の者、小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者を除く者とする。

イ 総合競技場の会議室及びステージ

区 分		1時間当たりの金額(円)
体育館	第1会議室	520 (730)
	第2会議室	730 (940)
	第3会議室	520 (730)
	ステージ（アマチュアスポーツに利用する場合を除く。）	1,470 (1,890)
陸上競技場	第1会議室	730 (940)
	第2会議室	730 (940)
	第3会議室	520 (730)
	第4会議室	730 (940)

備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

2 ( ) の金額は、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する場合の額とする。

ウ 総合競技場の設備等

(ア) 設備及び器具

設備器具名		区 分	単 位	金額 (円)
体育館	温水シャワー	個人利用	1人1回につき	100
		アマチュアスポ - ツ	1日につき	1,150
		その他		1,780
	湯沸設備	アマチュアスポ - ツ	1日につき	1,150
		その他		1,780
	放送設備	アマチュアスポ - ツ	1式1時間につき	420
		その他		940
	ステージ照明	アマチュアスポ - ツ	1時間につき	730
		その他		1,050
	フロア2列照明	アマチュアスポ - ツ	1時間につき	840
		その他		1,150
	フロア4列照明	アマチュアスポ - ツ	1時間につき	1,680
		その他		2,310
	フロア6列照明	アマチュアスポ - ツ	1時間につき	2,520
		その他		3,460
	机	アマチュアスポ - ツ	1日1脚	50
		その他		70
	椅子 1人掛け	アマチュアスポ - ツ	1日1脚	30
		その他		50
	椅子 4人掛け	アマチュアスポ - ツ	1日1脚	70
その他		140		
ピアノ	アマチュアスポ - ツ	1台1時間につき	940	
	その他		1,470	
冷暖房設備	アマチュアスポ - ツ	1時間につき	7,350	
	その他		10,500	
競技器具一式	アマチュアスポ - ツ	1日につき	2,000	
	その他		4,000	
体育館別館	フロア5列照明	アマチュアスポ - ツ	1時間につき	310
		その他		420
	フロア9列照明	アマチュアスポ - ツ	1時間につき	520
		その他		730
	冷暖房設備	アマチュアスポ - ツ	1時間につき	4,200
		その他		5,880
	競技器具一式	アマチュアスポ - ツ	1日につき	1,000
		その他		2,000
陸上競技場	温水シャワー	個人利用	1人1回につき	100
		アマチュアスポ - ツ	1日につき	1,150
		その他		1,780
	湯沸設備	アマチュアスポ - ツ	1日につき	1,150
		その他		1,780
	放送設備	アマチュアスポ - ツ	1式1時間につき	420
		その他		940
	机	アマチュアスポ - ツ	1日1脚	50
		その他		70

椅子 1人掛け	アマチュアスポ - ツ	1日1脚	30
	その他		50
椅子 4人掛け	アマチュアスポ - ツ	1日1脚	70
	その他		140
天幕	アマチュアスポ - ツ	1日1張	1,050
	その他		1,680
大型映像装置	アマチュアスポ - ツ	1式1時間につき	3,000
	その他		6,000

備考 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

(1) 陸上競技用器具

品 名	単 位 (1日当たり)	金 額 (円)
スターティングブロック	1個	60
ストップウォッチ	1個	80
ハードル	1個	40
ヤリ	1本	140
ハンマー	1個	60
円盤	1個	60
砲丸	1個	60
棒高跳び用器具	1式	730
走高跳び用器具	1式	560
走幅・三段跳距離測定器	1式	330
踏切板	1本	60
全自動ピストル	1個	100
Y0式スタート発信装置	1式	4,200
スターター拡声装置	1式	3,150
写真判定装置	1式	4,200
トラック記録速報表示器	1台	2,410
周回表示器	1台	420
フィールド成績表示器	1台	1,780
風力速報表示器	1台	310
風向・風速計	1台	1,260
投てき距離測定装置	1式	4,200
ゴールタイマー	1台	4,200

備考 この表に掲げる陸上競技用器具の全部を利用する場合の1日あたりの金額は、10,000円とする。

(2) 三重県営鈴鹿スポーツガーデン

ア サッカー・ラグビー場

(ア) 施設

区 分			1時間当たりの金額(円)
メインサッカー・ラ グビー場	入場料を徴収する場 合	アマチュアスポー ツ	児童生徒等 7,500
			その他の者 9,500
		アマチュアスポーツ以外 97,500	
	入場料を徴収しない 場合	アマチュアスポー ツ	児童生徒等 2,500
			その他の者 3,500
アマチュアスポーツ以外 13,500			
第1グラウンド			1,800
第2グラウンド			1,800

第3グラウンド	1,500
第4グラウンド	1,800
本部室	800
第1会議室	1,200
第2会議室	800

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
- 2 準備又は撤去するためにメインサッカー・ラグビー場又は第1グラウンドから第4グラウンドまでを利用する場合の金額は、それぞれメインサッカー・ラグビー場の項における「入場料を徴収しない場合」の「アマチュアスポーツ」又は第1グラウンドから第4グラウンドまでの項に掲げる金額とする。
- 3 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。
- (1) 小学校就学前の者
- (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者
- 4 本部室、第1会議室又は第2会議室において冷暖房を利用する場合の金額は、この表に定める金額に1時間（1時間に満たない時間は、1時間とする。）当たり100円を加算した額とする。

(イ) 設備

区 分			1時間当たりの金額(円)	
メインサッカー・ラグビー場	電光掲示板	アマチュアスポーツ	100	
		アマチュアスポーツ以外	300	
	照明灯	全部点灯	アマチュアスポーツ	9,000
			アマチュアスポーツ以外	152,000
		2分の1点灯	アマチュアスポーツ	4,500
			アマチュアスポーツ以外	76,000
		3分の1点灯	アマチュアスポーツ	3,000
			アマチュアスポーツ以外	51,000
放送設備	アマチュアスポーツ以外	900		
第3グラウンド及び第4グラウンド	照明灯	全部点灯	アマチュアスポーツ 5,000 アマチュアスポーツ以外 84,000	
		3分の2点灯	アマチュアスポーツ 3,300 アマチュアスポーツ以外 56,000	
	2分の1点灯		アマチュアスポーツ 2,500 アマチュアスポーツ以外 42,000	

備考 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

イ 水泳場

(ア) 施設

a 専用利用の場合

区 分			単 位	1時間当たりの金額(円)
メインプール	入場料を徴収する場合	児童生徒等	2コース	12,500
			全コース	62,500
		その他の者	2コース	22,500
			全コース	112,500
	入場料を徴収しない場合	児童生徒等	2コース	1,250
			全コース	6,250
		その他の者	2コース	2,250
			全コース	11,250
サブプール	入場料を徴収する場合	児童生徒等	4コース	25,000
			全コース	45,000

	入場料を徴収しない場合	その他の者	4コース	45,000
			全コース	85,000
		児童生徒等	4コース	2,500
			全コース	4,500
		その他の者	4コース	4,500
			全コース	8,500
飛びみプール	入場料を徴収する場合	児童生徒等		30,000
		その他の者		60,000
	入場料を徴収しない場合	児童生徒等		3,000
		その他の者		6,000
第1会議室				1,200
第2会議室				1,200
第3会議室				1,200

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
- 2 準備又は撤去するためにメインプール、サブプール又は飛びみプールを利用する場合の金額は、それぞれの施設の項における「入場料を徴収しない場合」に掲げる金額とする。
- 3 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。
- (1) 小学校就学前の者
- (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者
- 4 各会議室において冷暖房を利用する場合の金額は、この表に定める金額に1時間（1時間に満たない時間は、1時間とする。）当たり100円を加算した額とする。
- b 個人利用の場合

区 分			金額（円）
メインプール、サブプール、飛びみプール及びトレーニングルーム	児童生徒等	1人1回につき	200
		回数券（11回分）	2,000
		1ヶ月券	1,800
		3ヶ月券	5,000
		6ヶ月券	9,500
	その他の者	1人1回につき	450
		回数券（11回分）	4,500
		1ヶ月券	4,000
		3ヶ月券	11,000
		6ヶ月券	20,000

(イ) 設備

区 分		1時間当たりの金額(円)
電光掲示板	入場料を徴収する場合	15,000
	入場料を徴収しない場合	1,500
放送設備	入場料を徴収する場合	900

備考 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

ウ 庭球場

(ア) 施設

区 分				1面1時間当たりの金額(円)
センターコート	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等	2,400
			その他の者	4,800
		アマチュアスポーツ以外		48,000
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等	600
その他の者			1,200	

		アマチュアスポーツ以外	7,800	
シェルターコート	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等	1,000
			その他の者	2,000
		アマチュアスポーツ以外	20,000	
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等	400
			その他の者	800
		アマチュアスポーツ以外	4,000	
屋外コート	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等	800
			その他の者	1,600
		アマチュアスポーツ以外	16,000	
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等	300
			その他の者	600
		アマチュアスポーツ以外	2,600	

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。  
 2 準備又は撤去するために利用する場合の金額は、「入場料を徴収しない場合」の「アマチュアスポーツ」に掲げる金額とする。  
 3 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。  
 (1) 小学校就学前の者  
 (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

(イ) 設備

区 分			1時間当たりの金額(円)	
電光掲示板	アマチュアスポーツ		100	
	アマチュアスポーツ以外		800	
照明灯	センターコート	全部点灯	アマチュアスポーツ	1,000
			アマチュアスポーツ以外	10,000
	シェルターコート	2分の1点灯	アマチュアスポーツ	500
			アマチュアスポーツ以外	200
	屋外コート		アマチュアスポーツ	200
			アマチュアスポーツ以外	1,700
放送設備			アマチュアスポーツ以外	900

備考 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

エ 体育館

(ア) 施設（会議室を除く。）

a 全部利用の場合

区 分		1時間当たりの金額(円)
アマチュアスポーツ	入場料を徴収する場合	6,800 (8,600)
	入場料を徴収しない場合	2,300 (2,900)
営利を目的として利用する場合		56,700 (70,900)
その他の催物	入場料を徴収する場合	34,000 (42,600)
	入場料を徴収しない場合	11,300 (14,200)

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。  
 2 ( ) の金額は、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の額とする。  
 3 準備又は撤去するために利用する場合の金額は、「アマチュアスポーツ」の「入場料を徴収しな

い場合」の欄に掲げる金額とする。

b 部分利用の場合

区 分		単 位	1時間当たりの金額(円)
フットサル	児童生徒等	1面につき	500
	その他の者		1,000
バスケットボール	児童生徒等	1面につき	500
	その他の者		1,000
バレーボール	児童生徒等	1面につき	350
	その他の者		700
バドミントン	児童生徒等	1面につき	150
	その他の者		300
テニス	児童生徒等	1面につき	500
	その他の者		1,000
卓球	児童生徒等	1台につき	100
	その他の者		200
その他	2分の1利用	児童生徒等	500
		その他の者	1,000
	4分の1利用	児童生徒等	300
		その他の者	600

備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

- (1) 小学校就学前の者
- (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

c 個人利用の場合

区 分		金額 (円)	
トレーニングルーム	高校生及びこれに準ずる者	1人1時間につき	70
		2時間券	140
		回数券(22時間分)	1,400
		定期券(1ヶ月)	1,200
		定期券(3ヶ月)	3,500
		定期券(6ヶ月)	6,000
	その他の者	1人1時間につき	140
		2時間券	280
		回数券(22時間分)	2,800
		定期券(1ヶ月)	2,600
		定期券(3ヶ月)	7,500
		定期券(6ヶ月)	14,000

備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

2 高校生及びこれに準ずる者には、中学生(保護者又は指導者を同伴して入場し、指導監督を受ける場合に限る。)を含めるものとする。

3 トレーニングルームにおけるその他の者とは、小学校就学前の者、小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者を除く者とする。

(1) 会議室

区 分	1室1時間当たりの金額(円)
第1会議室、第2会議室及び本部室	600 (800)

備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

- 2 ( )の金額は、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する場合の額とする。  
3 各会議室及び本部室の冷暖房料は、この表に定める額に1時間(1時間に満たない時間は、1時間とする。)当たり100円を加算した額とする。

(ウ) 設備及び器具

設備器具名		区 分	単 位	金額 (円)
温水シャワー		個人利用	1人1回につき	100
		アマチュアスポーツ	1日につき	1,500
		その他		2,000
湯沸設備		アマチュアスポーツ	1日につき	2,000
		その他		4,000
放送設備		アマチュアスポーツ	1式1時間につき	1,000
		その他		2,000
照明設備	全部点灯	アマチュアスポーツ	1時間につき	4,000
		その他		6,000
	2分の1点灯	アマチュアスポーツ	1時間につき	2,000
		その他		3,000
	4分の1点灯	アマチュアスポーツ	1時間につき	1,000
		その他		1,500
冷暖房設備		アマチュアスポーツ	1時間につき	5,000
		その他		7,500
競技器具一式(全面利用)		アマチュアスポーツ	1式1時間につき	500
		その他		800
競技器具一式(部分利用)	アマチュアスポーツ	フットサル	1式1時間につき	300
		バスケットボール	1式1時間につき	300
		バレーボール	1式1時間につき	200
		バドミントン	1式1時間につき	100
		テニス	1式1時間につき	200
		卓球	1台1時間につき	100
		その他	1式1時間につき	200
	その他	フットサル	1式1時間につき	1,500
		バスケットボール	1式1時間につき	1,500
		バレーボール	1式1時間につき	1,000
		バドミントン	1式1時間につき	500
		テニス	1式1時間につき	1,000
		卓球	1台1時間につき	500
		その他	1式1時間につき	1,000

備考 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

オ 多目的広場

施設

区 分		1時間当たりの金額(円)
多目的広場	全面	900
	3分の2面	600
	3分の1面	300

備考 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

カ クライミングウォール  
施設

区 分		単 位	金額 (円)
個人利用	児童生徒等	1人1時間につき	200
	その他の者	1人1時間につき	400
専用利用	児童生徒等	1時間につき	700
	その他の者	1時間につき	1,400

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。  
2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。  
(1) 小学校就学前の者  
(2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

- 3 利用料金の承認年月日  
平成21年1月19日  
4 利用料金の適用年月日  
平成21年4月1日

三重県告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項の規定により、三重県営松阪野球場の利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県営松阪野球場の利用料金の承認（平成18年三重県告示第302号）は、平成21年3月31日限り廃止します。

平成21年1月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 指定管理者  
松阪市  
松阪市長 下村 猛  
2 利用料金の額

区分	入場料を徴収しない場合		入 場 料 を 徴 収 す る 場 合							
			入場料の額が100円以下のとき		入場料の額が100円を超え200円以下のとき		入場料の額が200円を超え500円以下のとき		入場料の額が500円を超えるとき	
	児童生徒等	その他の者	児童生徒等	その他の者	児童生徒等	その他の者	児童生徒等	その他の者	児童生徒等	その他の者
金額 (円)	620	1,250	3,720	7,500	7,440	15,000	18,600	37,500	37,200	75,000

- 備考 1 金額は、1時間（1時間に満たない時間は、1時間とする。）当たりの額とする。  
2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。  
(1) 小学校就学前の者  
(2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

- 3 利用料金の承認年月日  
平成21年1月19日  
4 利用料金の適用年月日  
平成21年4月1日

三重県告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項の規定により、三重県営ライフル射撃場の利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県営ライフル射撃場の利用料金の承認（平成18年三重県告示第303号）は、平成21年3月31日限り廃止します。

平成21年1月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 指定管理者  
三重県ライフル射撃協会  
会長 河野 肇

2 利用料金の額

区 分		1時間につき（2時間まで）	1時間につき（2時間を超える部分）
個人利用	生徒・学生	100円	50円
	一 般	200円	100円
専用利用		3,750円	3,750円

備考 1 専用利用とは、施設等を一括して利用する場合をいう。

2 1時間に満たない時間は、1時間とする。

- 3 利用料金の承認年月日  
平成21年1月19日
- 4 利用料金の適用年月日  
平成21年4月1日

発 行  
津市広明町13番地  
三重県教育委員会

印 刷  
有限会社第一プリント社